

令和8年度（債務）

浦川・城西・気田浄化センター脱水ケーキ処分業務 仕様書

- 1 この業務委託は、浦川浄化センター、城西浄化センター及び気田浄化センターから発生する産業廃棄物である脱水ケーキを、受託者の所有する産業廃棄物処分場において、適正な処理(肥料化)を行い有効利用するものである。
- 2 処分に際しては、発生予定量（予定数量 205 t／年）を滞り無く処理する能力及び廃棄物を漏洩・飛散等を生じさせない適切な方法とすること。

年間搬出予定数量（合計）	205 t／年
浦川浄化センター	85 t／年
城西浄化センター	45 t／年
気田浄化センター	75 t／年

1回の搬入は、最大時4.0 t程度となる。
- 3 受託者は、委託者が本業務に係る処分が行われる施設の状況及び産業廃棄物（脱水ケーキ）の処理状況の確認を行う際にはこれに協力すること。
- 4 脱水ケーキの処分に関しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令を遵守すること。
- 5 契約金の支払いは、委託業務完了報告書及び計量証明書の交付されている計量器による数量が記載され発行されたマニフェストD票による出来高検査後、本業務契約書に基づき月毎に支払うものとする。
- 6 適正処理に必要な情報の提供
 - (1) 産業廃棄物の発生工程

浦川浄化センター：水処理で発生した濃縮汚泥を脱水させたもの

城西浄化センター：水処理で発生した余剰汚泥を脱水させたもの

気田浄化センター：水処理で発生した濃縮汚泥を脱水させたもの
 - (2) 産業廃棄物の性状及び荷姿

浦川浄化センター：含水率約81.5%の汚泥

城西浄化センター：含水率約82.5%の汚泥

気田浄化センター：含水率約82.2%の汚泥
 - (3) 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

浦川浄化センター：腐敗による悪臭発生

城西浄化センター：腐敗による悪臭発生

気田浄化センター：腐敗による悪臭発生

(4) 混合等により生ずる支障

無し

(5) 日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

該当なし

(6) 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項

該当なし

(7) 委託者が特定化学物資の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第二条第五項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者である場合であって、かつ、委託する産業廃棄物に同条第二項に規定する第一種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合

該当なし

(8) その他取扱いの注意事項

無し

【提出種類】

- ・ 産業廃棄物処分業許可証（種類：汚泥）の写し → 更新時及び変更時に提出
- ・ 産業廃棄物管理票（マニフェスト） → 処分のつど提出
- ・ 委託業務完了報告書 （請求のつど、月単位）

位置図

